

在学中保存版

2025年度

国際副専攻コースの手引

東京都立大学

目 次

I 国際副専攻コースの履修概要

1	はじめに	1
2	科目一覧・成績	2
3	修了要件	5
4	留学	6
5	履修や留学についての相談先	1 1

II 主専攻学部・学科別の留意事項

1	人文社会学部	1 2
2	法学部	1 3
3	経済経営学部	1 4
4	都市環境学部	
	(1) 地理環境学科	1 5
	(2) 都市基盤環境学科	1 6
	(3) 建築学科	1 7
	(4) 環境応用化学科	1 8
	(5) 観光科学科	1 9
	(6) 都市政策科学科	2 0
5	システムデザイン学部 情報科学科	2 1
6	健康福祉学部	
	(1) 理学療法学科	2 2
	(2) 作業療法学科	2 3

I 国際副専攻コースの履修概要

I-1 はじめに

1 国際副専攻コースの目的

国際副専攻コースは、世界のあらゆる側面でグローバル化が急速に進行するなか、確かなコミュニケーション力や、多様な文化に適応可能な実行力を身に付けるための教育を行い、国際的な視野を持ち国際社会の第一線でリーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成することを目的とする。

2 国際副専攻コースの履修について

国際副専攻コースは、「グローバル人材育成入試（総合型選抜）」を経て入学した学生及び入学後の学内選考に合格した学生が履修できる。当該の学生は、1年次の指定された期間に、所定の回答フォームへの入力により、国際課まで履修を申し出なければならない。

国際副専攻コース科目（I-2「科目一覧」参照）の履修に当たっては、通常の手続き（Web 申請）により履修申請（登録）を行うこと。ただし、「海外留学認定科目」、「Advanced Seminar」及び「Career Experience」の履修申請（登録）方法は、別途通知する。

主専攻学部・学科を卒業し、かつ、国際副専攻コースの修了認定要件（I-3「修了要件」参照）を満たした者には、国際副専攻コースを修了したことを認定するとともに、卒業時には副専攻コース修了証書が授与される。

3 情報提供について

国際副専攻コースに関する情報提供は、国際センター・国際課ホームページ内の国際副専攻コースウェブサイト（<https://www.ic.tmu.ac.jp/mip/mip.html>）や kibaco 等にて行う。本ウェブサイトでは、各種申請様式を出力することができる。なお、国際副専攻コースについて質問等ある場合は、国際課まで申し出ること。

I - 2 科目一覧・成績

国際副専攻コース科目

科目分類	教育目標	授業科目名 ◎=必修 ○=選択必修 △=選択	単位数	授業概要 (括弧内はナンバリングコードを示す)	履修推奨時期	備考
A	I	◎Foundation Seminar	2	国際副専攻コースを学修するための基礎力の養成に向け、異文化に対する理解やコミュニケーション力の向上を目指す。 (XGE-1-10-2)	1 年次前期	
	II	◎ English for Studying Abroad	2	英語による科目履修の準備のための総合的な英語学習を行う。 (XGE-1-20-2)	1 年次前期	
		◎ English for Academic Purposes	2	English for Studying Abroad の学習成果をふまえ、英語による科目履修の準備のための総合的な英語学習を行う。 (XGE-1-22-2)	1 年次後期	
		◎Academic Writing Skills I	2	英文によるライティングスキルの基礎力の向上を目指す。 (XGE-1-26-2)	1 年次後期	
		◎Academic Writing Skills II	2	Academic Writing Skills I の学習成果をふまえ、英語による実践的なレポートや論文の執筆方法を学ぶ。 (XGE-1-28-2)	2 年次前期	
	V	◎Advanced Seminar	2	海外留学先大学における学修の成果を報告する。 (XGE-3-50-2)	留学後 卒業まで	留学後のみ履修可能
B	IV	◎海外留学認定科目 ^{注1}	1 以上	海外留学先大学等における授業科目を履修する。	留学中	6 単位以上の修得が必須。 なお、「主専攻学部において 本学の単位として認定された 留学先修得単位」の単位数 を合算することができる。
	III	○Globalization and Japan	2	グローバリゼーションに関わる事象を理解し、諸事例の分析を行う。 (XGE-2-30-2)	2 年次前期	
	II	○ Introduction to Academic Writing Skills	2	英語による論述やレポート作成の方法について基礎を学ぶ。 (XGE-1-24-2)	1 年次夏季 集中	
	IV	○Advanced Academic Writing	2	海外留学先大学での学習成果をふまえ、英語による発展的なレポートや論文の執筆について学ぶ。 (XGE-3-51-2)	2 年次後期 以降	Introduction to Academic Writing Skills 及び Academic Writing Skills I・II を履修済み であることが望ましい
	V	○Career Experience	2	国際副専攻コースにおける学修を活かす就業経験を養う。 (XGE-3-52-2)	留学中又は 留学後	
	II IV	○Academic Discussion Skills	2	自然科学分野ならびに人文・社会科学分野のテーマについて、議論・口頭発表などの演習を行う。 (XGE-2-40-2)	特に指定しない	
C	III	△各学部より提供される授業科目	2	P 3 に掲載	特に指定しない	

科目分類

- A : 必修とし、12 単位を修得する。
B : 選択必修とし、合計 12 単位以上を修得する。
C : 選択（履修は必須としない）

教育目標

- I : 国際副専攻コースを学修するための基礎力の養成
II : 留学先において英語により開講される授業科目の履修準備
III : 世界における日本の位置づけに関する深い洞察力と発信力の養成
IV : 多様な観点から事象を分析する能力の養成
V : 国際副専攻コースの学習を専門教育やキャリア形成につなぐ力の養成

注 1) 「海外留学認定科目」は、国際副専攻コースで本学の単位として認定された留学先修得単位を指す。単位認定の方法については P 7 を参照すること。

各学部より提供される授業科目 注2

科目分類	教育目標	提供学部	科目区分	授業科目名 【◎=必修、○=選択必修、 △=選択】	単位数	授業概要 (括弧内はナンバリングコードを示す)
C	III	人文社会学部	専門教育科目	△ 国際教育論Ⅰ	2	日本社会の多文化・多民族化に伴う教育の課題と展望 (XGE-2-31-1)
				△ 国際教育論Ⅱ	2	パウロ・フレイレの名著『被抑圧者の教育学』の講読 (XGE-2-32-1)
				△ 英語コミュニケーション論	4	日本と異なる文化集団との間でコミュニケーションがどのように機能しているかを理解する。(XGE-2-31-2)
			基盤科目群	△ 文化人類学A	2	文化人類学の基礎を初学者向けに概説する (XGE-1-34-1)
				△ 文化人類学B	2	文化人類学の基礎を初学者向けに概説する (XGE-1-35-1)
		都市環境学部	専門教育科目	△ 市民社会論	2	現代都市の諸課題についてテーマごとに取り上げ、東京を中心とする首都圏の事例を中心に都市社会の変化とその背景について説明する。(XGE-2-36-1)
				△ 都市社会学入門	2	今日の都市社会学の課題と展開について学ぶ。(XGE-2-39-1)
				△ 環境法	2	国内外の動向や事例も交えながら、日本の環境法政策の発展経緯、枠組、政策手法(ポリシーミックス)について理解する。(XGE-2-37-1)
		国際センター	基礎科目群 (キャリア教育科目)	△ 国際交流概論Ⅰ	2	グローバル化する日本及び国際社会の現状理解と異文化対応能力の獲得、留学をキャリアにつなげる視点の形成。(XGE-1-31-1)
				△ 国際交流概論Ⅱ	2	留学後の国内外でのキャリアについて、国際的に活躍するゲストスピーカーを迎えてのセッション、就職活動経験者による体験談等を通して理解を深める。(XGE-1-32-1)

注2) 各学部より提供される授業科目は、主専攻学部と国際副専攻コースの双方で修了要件に算入することができる。

なお、国際副専攻コースの修了要件に算入できるのは、入学年度の国際副専攻コース手引に記載された授業科目のみである。

入学年度によって上記の授業科目は異なる場合があるため、必ず自身の入学年度の国際副専攻コース手引を参照すること。

科目分類A及びBの各授業科目の内容の詳細・開講時限については、国際センター・国際課ホームページ内の国際副専攻コースウェブサイト (<https://www.ic.tmu.ac.jp/mip/mip.html>) に掲載されている「国際副専攻コースシラバス」及び「国際副専攻コース時間割」を確認すること。科目分類Cの授業科目の内容の詳細・開講時限については各学部授業案内(シラバス)等を確認すること。

成績問い合わせについて

国際副専攻コース専門教育科目(科目分類A及びB)の成績評価について問い合わせる場合は、成績開示の後2週間以内に国際課まで申し出ること。

科目ナンバリングについて

国際副専攻コースの科目におけるナンバリングコードは以下のとおり示すものとする。

(1) 科目ナンバリングの構成 (例 Foundation Seminar XGE-1-10-2)

① プログラムコード	② 水準コード	③ 識別コード	④ 教授言語コード
アルファベット 3桁	数字 1桁	数字 2桁	数字 1桁

(2) 各コードの分類

①プログラムコード

コード	開講所属
XGE	国際副専攻コース

②水準コード

コード	水準	分類
1	入門的・導入的科目	1年次に履修することが推奨される科目
2	中級レベルの科目	2年次から留学前までに履修することが推奨される科目

3	高度な内容を扱う科目	留学中もしくは留学後に履修することが推奨される科目
---	------------	---------------------------

※各学部より提供される科目については全学共通科目については水準コード1、各部局の専門科目については水準コード2とする。

③識別コード 10～19、20～29、30～39、40～49、50～59 の分類はP2の教育目標I～Vに対応している。

④教授言語コード

コード	分類
1	主に日本語を用いて教授する授業科目
2	主に英語を用いて教授する授業科目

I-3 修了要件

国際副専攻コースの修了要件は、主専攻学部・学科（学生が所属し、定められた卒業要件に従い専攻する学部又は学科）の卒業要件を満たし、かつ「I-2 科目一覧」にある国際副専攻コース科目から、科目分類 A・B・C の合計で 26 単位以上を修得することである。

・修了要件を満たす例 1)

A 12 単位 + B 12 単位（海外留学認定科目 6 単位以上を含む） + C 2 単位 = 26 単位

・修了要件を満たす例 2)

A 12 単位 + B 14 単位（海外留学認定科目 6 単位以上を含む） = 26 単位

・修了要件を満たさない例)

A 12 単位 + B 10 単位（海外留学認定科目 6 単位以上を含む） + C 4 単位 = 26 単位

※A・B・C の合計単位数は充足しているが、修了要件「B から合計 12 単位以上」を満たさないため修了できない。

科目分類	科目区分	授業科目名	単位数	修了認定要件
A	国際副専攻コース 専門教育科目	Foundation Seminar	2	12 単位 (必修科目)
		English for Studying Abroad	2	
		English for Academic Purposes	2	
		Academic Writing Skills I	2	
		Academic Writing Skills II	2	
		Advanced Seminar	2	
B	国際副専攻コース 専門教育科目	海外留学認定科目 ^{注1}	6 以上	12 単位以上選択。 ただし海外留学認定科目は 6 単位以上必修
		Globalization and Japan	2	
		Introduction to Academic Writing Skills	2	
		Advanced Academic Writing	2	
		Career Experience	2	
		Academic Discussion Skills	2	
C ^{注2}	基礎科目群 (キャリア教育科目)	国際交流概論 I	2	選択科目
		国際交流概論 II	2	
	基盤科目群	文化人類学 A	2	
		文化人類学 B	2	
	人文社会学部 専門教育科目	国際教育論 I	2	
		国際教育論 II	2	
		英語コミュニケーション論	4	
	都市環境学部 専門教育科目	市民社会論	2	
		都市社会学入門	2	
		環境法	2	

注 1) 海外留学認定科目は、主専攻学部において本学の単位として認定された留学先修得単位に代えることができる。また、海外留学認定科目の単位数と、主専攻学部において本学の単位として認定された留学先修得単位の単位数を、合算することができる。

注 2) 科目分類 C は、主専攻学部の卒業要件及び国際副専攻コースの修了要件双方に算入することができる。

I-4 留学

国際副専攻コースでは、1学期間又は1年間の海外留学により、海外の大学等での単位修得が必須であり、コースを修了するには、留学先修得単位を本学の単位として6単位以上認定される必要がある。留学に関しては、本章、本手引の「Ⅱ 主専攻学部・学科別の留意事項」及び本学の「海外留学ブックレット」を熟読するとともに、本学の留学ガイダンス等に参加し、関連する最新情報の収集に努めること。

1 留学の形態

国際副専攻コース履修生が必修として行う海外留学	本学の制度
協定校への留学	交換留学
	派遣留学
協定校以外への留学	その他本学が認める留学

国際副専攻コース履修生が必修として行う海外留学は、「協定校への留学」（「交換留学」・「派遣留学」）と「協定校以外への留学」（「その他本学が認める留学」）に分かれる。

(1) 協定校への留学

東京都立大学と協定を結んでいる海外の大学に留学する制度で、「交換留学」と「派遣留学」が該当する。（協定校に関しては、4月と10月に開催される本学の海外留学ガイダンス等に参加し、常に最新の情報を参照するように努めること。）

交換留学	派遣留学 ^{注3}
本学と海外の大学との間で学生交換を含む国際交流協定を締結し、相互に学生を派遣する留学制度。本学に授業料を納入することで、留学先の授業料は徴収されなくなる。	協定を締結した海外の大学等に、本学の学生を派遣する留学制度。本学の授業料に加え、留学先の大学等に授業料を納入する必要がある。

協定校への留学は、国際副専攻コースだけでなく、留学を希望する全ての学生の中で選考が行われるため、必ずしも希望する留学先を選択することができるわけではないので注意すること。

(2) 協議に基づく留学（協定校以外への留学）^{注3}

留学を希望する学生自身が、留学先の大学を選んで留学する制度。但し、所属する学部の教授会等で教育上有益とされた場合に限り、本学における「留学」と認められる。

「留学」が認められた場合、留学中本学に授業料を納めるとともに、留学先大学にも授業料を納入する必要がある。また、留学に伴う全ての手続きは、自ら行わなければならない。

「その他本学が認める留学」を希望する場合は、必ず「主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」（I-5「履修や留学についての相談先」参照）に相談し指導を受けること。

注3) 国際副専攻コース履修生のうち派遣留学及び協議に基づく留学を行う学生を対象に、経済支援制度が設けられている。（適用には一定の条件あり）

2 留学期間・留学時期・留学先

(1) 留学期間

国際副専攻コース履修生が必修として行う海外留学の期間は、1学期間又は1年間である。

(2) 留学時期

国際副専攻コース履修生が必修として行う海外留学の時期は、協定校への留学の場合、早くても2年次後期（1年次秋募集）からとなる。2年次後期又は3年次前期が、標準的な留学の開始時期として想定されている。

(3) 留学先

国際副専攻コース履修生が必修として行う海外留学の留学先については、交換型留学及び派遣留学では協定校から選択し、協議に基づく留学では自ら留学先を選択する。

※ 所属する主専攻学部・学科によって、留学期間・留学時期・留学先を推奨している場合がある。各主専攻学部・学科の情報は、「Ⅱ 主専攻学部・学科別の留意事項」を確認すること。

※ 留学時期・期間・派遣先の決定、および履修計画等については、必ず「主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」の指導を受けること。

3 協定校への留学の選考

「協定校への留学」を行う場合、留学開始時期の約1年前に学内の選考が行われる。選考へ応募するためには、応募に必要なとなる語学試験のスコアを獲得しなければならないので注意すること。

	秋募集	春募集
学内選考応募時期	留学開始前年の 10月～11月頃	留学開始前年の 5月～6月頃
海外留学開始時期	7～9月頃出発	2～3月頃出発

各種語学試験、協定校毎に必要なとなる語学試験のスコア及び選考スケジュールの詳細は、本学の海外留学ガイダンス等に出席し、常に最新の情報を確認するよう努めること。

4 留学先で修得した単位の取扱い

国際副専攻コースでは、海外留学先大学での単位修得が必修である。留学先大学で修得した単位を、本学学部または国際副専攻コースの単位として申請するためには以下の手続きが必要となる。

(1) 単位認定の方法

留学先大学で履修し単位を修得した授業科目それぞれについて、以下のいずれかの方法で単位認定を申請する。申請に際しては、「主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」の指導を受けること。

本学学部の単位として認定を申請 ↓	国際副専攻コースの単位として認定を申請 ↓
留学先大学で履修し単位を修得した授業科目それぞれについて、本学学部の授業科目の単位への読替えによる認定を申請 (申請先は所属学部の教務係)	本項(3)の単位認定の換算式に基づき、国際副専攻コース専門教育科目「海外留学認定科目」の単位として認定を申請 (申請先は国際課)

国際副専攻コースの修了認定に際しては、「主専攻学部において本学の単位として認定された留学先修得単位」の単位数と、国際副専攻コースにおいて認定された「海外留学認定科目」の単位数の合計が、6単位以上にならない。

(2) 単位認定申請の流れ

国際副専攻コース専門教育科目である「海外留学認定科目」の単位として認定を申請する場合、以下の流れに沿って手続きを行う。

【留学前】

指定された期日までに、以下の書類を国際課まで提出

- ・履修計画書
- ・履修予定科目の内容が分かる書類（シラバスのコピー等）
- ・履修予定科目のクラススケジュール等（1回の授業時間及び総授業コマ数の分かるもの）

→履修計画書作成時には、必ず「主専攻の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」の指導を受けること。

海 外 留 学 へ 出 発

【留学中】

留学中、提出していた「履修計画書」に変更が生じた場合、「履修状況報告書」にその旨を記載し、国際課まで電子データにて提出（宛先：ko-fukusenko@jmi.tmu.ac.jp）

→「履修計画書」に変更が生じる場合は、必ず「主専攻の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」に電子メールにて報告し、指導を受けながら「履修状況報告書」を作成すること。

※ ●は@に変換すること

海 外 留 学 終 了

【留学後】

指定された期日までに、以下の書類を国際課まで提出

- ・単位認定願
- ・単位換算のための基礎資料
- ・留学先の成績証明書
- ・留学先で履修した授業科目のシラバス等、総授業時間数のわかる書類

→各書類を作成する際には、「主専攻の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」の指導を受けること。

※ 単位認定に必要な各種申請用紙は、国際センター・国際課ホームページ内の国際副専攻コースウェブサイト (<https://www.ic.tmu.ac.jp/mip/mip.html>) から入手すること。

※ 国際副専攻コース専門教育科目である「海外留学認定科目」の単位として認定を申請せず、本学学部における授業科目の単位としての認定を申請する場合は、所属学部の教務係まで事前にご相談すること。

(3) 国際副専攻コース専門教育科目「海外留学認定科目」に認定する場合の換算式

留学中に修得した単位を、国際副専攻コース専門教育科目の「海外留学認定科目」の単位として申請する場合、以下の換算式に則って単位が換算される。留学中に修得した単位数をそのまま認定するわけではないので注意すること。

「海外留学認定科目」の単位数＝

留学先大学における履修科目の「授業時間（時間／回）」×「開講数（回）」÷11.25 時間

※ 複数科目を履修する場合は、1科目毎に上記の換算式で単位数を算出し、全ての科目の単位数を合算したものが「海外留学認定科目」の単位数として表示される。（合算後の小数点以下端数は切り捨て）

単位の換算について不明な点があれば、国際課または「国際副専攻アドバイザー」まで相談し指導を受けること。

I－5 履修や留学についての相談先

国際副専攻コースには、「主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員」と「国際副専攻アドバイザー」がおり、国際副専攻コース履修生の履修や留学の相談に応じていく。それぞれへの主な相談事項、及び双方に相談が必要な項目は以下のとおり。

1 主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員への相談事項

- 卒業要件に係る事項
- 主専攻学部・学科の授業科目の履修に係る事項
- 教員免許や学芸員免許等の免許や資格の取得に係る事項

2 国際副専攻アドバイザーへの相談事項

- 国際副専攻コース科目の履修に係る事項
- 留学の語学要件に関する事項

3 双方に相談が必要な事項

- 国際副専攻コースの必修科目として行う留学の時期・期間・派遣先の決定に係る事項
- 留学中に履修する予定の授業科目の選択に係る事項

「主専攻学部・学科の国際副専攻コース担当教員」及び「国際副専攻アドバイザー」については、国際課から別途通知される「国際副専攻コース関連教員一覧」を参照し、該当する教員を確認すること。

Ⅱ 主専攻学部・学科別の留意事項

Ⅱ—1 人文社会学部

1 主専攻の履修上の注意事項

- ・主専攻の履修について窓口となる担当教員は、国際副専攻コースウェブサイトに掲載されている「国際副専攻コース担当教員一覧」を参照すること。
- ・2年次以降に所属する分野・教室での履修計画について、入学後できるだけ早い時期に個別に履修相談をうけること。

2 留学時期及び留学期間

- (1) 学生が所属する分野・教室（以下「主専攻」と呼ぶ）によって留学を推奨する時期と期間は異なる。
- (2) 2年次後期から1学期間留学する場合は4年間で卒業することができる。
- (3) 2年次後期から1年間、3年次前期から1学期間、3年次後期から1学期間留学する場合は、分野・教室ごとに異なる（別表のとおり）。

（別表）留学の時期と期間

分野・教室	2年次後期 (1学期間)	2年次後期から 3年次前期まで (1年間)	3年次前期 (1学期間)	3年次後期 (1学期間)	備考
社会学	○	△	○	○	
社会人類学	○	○	○	○	
社会福祉学	△	△	△	△	
心理学	△	△	△	△	
教育学	○	○	○	○	
言語科学	△	×	×	△	
日本語教育学	△	×	△	△	
哲学	○	○	○	○	
歴史学・考古学	○	○	○	○	
表象文化論	○	○	○	○	
日本文化論	○	○	○	×	
中国文化論	○	○	○	○	
英語圏文化論	○	○	○	○	
ドイツ語圏文化論	○	○	○	○	注) 1
フランス語圏文化論	○	○	○	○	

○：当該期間に留学し4年間で卒業することができる。

△：当該期間に留学し4年間で卒業することができる。ただし、主専攻の履修に制約が生じる場合がある。

×

注) 1 ドイツ語圏の大学に留学しドイツ語による授業科目の受講を希望する場合は、1年次4月の履修相談で、必ずドイツ語圏文化論教員の指導を受けること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

Ⅱ—2 法学部

1 主専攻の履修上の注意事項

- ・主専攻の履修について窓口となる担当教員は、国際副専攻コースウェブサイトに掲載されている「国際副専攻コース担当教員一覧」を参照すること。とくに、法曹養成プログラムへの所属を希望する学生は、2年次以降の履修計画について、できるだけ早い時期に個別に履修相談をうけることが望ましい。
- ・国際副専攻専門教育科目（A群科目・B群科目）については、法学部における年間履修登録の制限の対象外とする。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学時期および期間については「2年後期から（1学期間または1年間）」、「3年前期から（1学期間）」を推奨する。
- ・法曹養成プログラムに所属する学生は、留学をした場合、早期卒業はできない。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

Ⅱ—3 経済経営学部

1 主専攻履修上の注意事項

- ・国際副専攻コース専門教育科目のA群・B群科目については、経済経営学部の年間履修登録の制限の対象外とする。
- ・グローバル人材育成入試で入学した学生が国際副専攻コースの履修を取りやめる場合、経済経営学部の「国際副専攻コース担当教員」と相談すること。なお、履修取りやめの可否は、経済経営学部教授会が決定する。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学期間については、1年間（本学の学年暦で2学期間に相当する期間）とする。
- ・留学時期は、2年次後期からの開始を推奨する。
- ・次の場合を含めて卒業に支障がないと認められる場合には、3年次後期等から留学することも認める。
 - 1) 経済経営学部専門教育科目A群科目またはB群科目を概ね62単位以上修得し、かつ、卒業要件となる総単位を概ね100単位以上修得済みの場合
 - 2) 4年を超えて在籍する計画（4年半または5年で卒業する計画）が事前に示された場合
- ・1年間留学できないことが判明した時点で副専攻の履修を取りやめ、主専攻の卒業に専念する。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・留学先大学で修得した単位を経済経営学部専門教育科目の単位として認定し、卒業要件に含めることができるかどうかは、履修科目の内容を踏まえて経済経営学部教授会が決定する。

4 その他

- ・経済経営学部における年次進行判定は、国際副専攻コースの学生に対しても適用される。
- ・国際副専攻コースで開講される科目については、留学先大学で修得した単位以外は経済経営学部の卒業要件に含めない。

Ⅱ—4 都市環境学部

(1) 地理環境学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・主専攻では可能な限り「教育の積み上げ方式」に則った履修計画を立てることが望ましいが、留学後には積み上げ方式の履修を一部改編した履修計画を立てる必要があるため、「国際副専攻コース担当教員」とよく相談をすること。
- ・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

※年間履修登録単位数（50 単位）を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初 の掲示をよく注意して確認すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学時期は原則として 2 年次後期からのみとする。
- ・4 年卒業を目指す場合は 1 学期間の留学のみ認める。
- ・2 学期間（1 年間）の留学の場合は最短で 4.5 年間の在学となる。
- ・4 年次に研究室に配属された時点で留学を行っていない場合、規定の単位を修得していない場合は国際副専攻コースの履修を辞退し、主専攻のみでの卒業に専念する。
- ・その他、「国際副専攻コース担当教員」とよく相談すること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

- ・当学科では JABEE における、学習の客観的エビデンスの確保が必要であり、1 学期の留学を伴う 4 年間の卒業計画にはいくつかの難点を伴うために予め「国際副専攻コース担当教員」とよく相談する必要がある。また、上記以外の時期及び期間の留学は原則として認めない方針である。

(2) 都市基盤環境学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。
- ・卒業研究着手要件のうち、一部を解除する可能性がある。

※年間履修登録単位数 (50 単位) を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初 の掲示をよく注意して確認すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・原則として留学時期および期間については「3 年次後期 (1 学期間)」、「2 年次後期から 3 年次前期 (1 年間)」とする。
- ・1 学期間の留学の場合、4 年間での卒業の可能性がある。1 年間の留学の場合、原則として 5 年間での卒業となる。
- ・詳細は、「国際副専攻コース担当教員」と相談すること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

専門科目の早期の履修については、授業担当者や「国際副専攻コース担当教員」とよく相談をした上で計画すること。

(3) 建築学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

※年間履修登録単位数（50 単位）を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初の掲示をよく注意して確認すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・原則として留学時期は 3 年次後期、留学期間は 1 学期間とする。4 年間での卒業は可能であるが、国土交通省の定める一級建築士受験資格の要件となる指定科目を全て受講することはかなり困難である。
- ・上記以外の時期あるいは期間の留学を希望する場合には、学科の「国際副専攻コース担当教員」に相談すること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・留学中に修得した単位（B 群 6 単位以上）については、本学単位に読替え可能なものは読替え、建築学科の専門科目として単位認定する。

(4) 環境応用化学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。卒業要件における教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

※年間履修登録単位数 (50 単位) を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初 の掲示をよく注意して確認すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学時期及び期間については「2 年次後期 (1 学期間)」または「2 年次後期から 3 年次前期 (1 年間)」を推奨する。
- ・上記の推奨期間以外に留学した場合は、4 年間での卒業は困難となることがある。
- ・卒業研究 (特別研究とゼミナール) のために研究室に配属された時点で留学を行っていない場合、国際副専攻コースの履修を辞退し、主専攻のみでの卒業に専念する。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

・国際副専攻コースの学生は、通常とは異なるカリキュラムで授業を履修することになるので、入学時や各期始めの履修申請前に必ず、履修計画について「国際副専攻コース担当教員」に相談すること。

（５）観光科学科

１ 主専攻履修上の注意事項

・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。卒業要件における教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

※年間履修登録単位数（50 単位）を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初の掲示をよく注意して確認すること。

２ 留学時期及び留学期間

・留学時期及び期間については「3 年次後期（1 学期間）」を推奨する。

1 年間の留学の場合、原則として 5 年間での卒業となる。

・上記の推奨期間以外に留学した場合は、4 年間での卒業は困難となる。

・4 年次開始時点で留学を行っていない場合、国際副専攻コースの履修を辞退し、主専攻のみでの卒業に専念する。

３ 留学先で修得した単位の取扱い

・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

４ その他

・上記の推奨期間に留学した場合は 4 年間での卒業が可能だが、通常とは異なるカリキュラムで履修することになるので、入学時や各期初めの履修申請時に履修計画について学科の国際副専攻コース担当教員、教務委員、あるいは学年担任に相談すること。

(6) 都市政策科学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・都市環境学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、国際副専攻コースの修了認定にかかわる単位については制限の対象外とする。教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

※年間履修登録単位数（50 単位）を超えて履修登録をする場合には履修上限超過申請書を都市環境学部教務係で入手し、提出すること。なお提出期限については 4 月当初の掲示をよく注意して確認すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・原則として留学時期および期間については、「2 年次後期（1 学期間）」、「2 年次後期から 3 年次前期（1 年間）」を推奨する。ただし、2 年次後期からの留学の場合、その期間に学年指定科目が配当されている。そのため、4 年間での卒業を検討する場合、後年次の各学期に当該科目の履修が必要となる。
- ・また、3 年次後期からの留学を検討する場合、その期間に卒業研究が開始する。そのため、4 年間での卒業を検討する場合には予め「卒業研究の担当教員」との相談が必要である。
- ・1 学期間の留学の場合、4 年間での卒業の可能性がある。1 年間の留学の場合、原則として 5 年間での卒業となる。
- ・「3 年次前期（1 学期間）」、「3 年次前後期（1 年間）」からの留学を含む、その他の詳細については、「国際副専攻コース担当教員」と相談すること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

- ・専門科目の早期の履修については、授業担当者や「国際副専攻コース担当教員」とよく相談をした上で計画すること。

Ⅱ—5 システムデザイン学部 情報科学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・システムデザイン学部では、年間履修登録の上限が 50 単位以下に制限されているが、Career Experience を除く国際副専攻専門教育科目（A 群科目・B 群科目）については制限の対象外とする。教養科目等の必修科目、履修単位数は一般入学生と同じである。

2 留学時期及び留学期間

- ・原則として留学時期および期間については、「2 年次後期（1 学期間）」「3 年次後期（1 学期間）」または「2 年次後期から 3 年次前期（1 年間）」「3 年次後期から 4 年次前期（1 年間）」を推奨する。2 年次後期から 3 年次前期にかけてグループワークを中心とする必修の実験科目があるため、2 年次後期から 3 年次前期は連続して本学で履修することが望ましい。
- ・3 年次前期を含む留学の場合、原則として 5 年間での卒業となる。それ以外の場合、4 年間での卒業の可能性がある。
- ・履修については、国際副専攻コース担当教員と相談し、計画すること。特に、4 年次には卒業研究が開始するため、3 年次～4 年次にかかる留学を検討している場合、学部教務担当教員とも相談すること。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・本学単位に読替え可能なものは読替えて単位認定する。

4 その他

- ・教職課程と同時に履修して 4 年間で教職免許は取得できないので、教職免許の取得を希望する場合は、教職担当教員と相談すること。

Ⅱ—6 健康福祉学部

(1) 理学療法学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・健康福祉学部においては、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を52単位としている。ただし、副専攻にともなう科目等を履修する場合のように特別の事情がある場合は上限を超えて履修できるので、理学療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に必ず相談すること。
- ・主専攻と副専攻の時間割が重複あるいは近接して南大沢への移動に困難さが想定される場合、理学療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に必ず相談すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学した場合、留学時期や留学期間に関わらず4年間での卒業は困難である。主専攻と副専攻の履修計画を、理学療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に随時相談すること。
- ・留学時期は、留学期間に関わらず主専攻の学修に影響が少ない4年次以降を強く推奨する。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・留学中に修得した単位については、本学単位に読み替え可能なものは読み替えるが、理学療法学科の専門科目としては単位認定しない。

4 その他

- ・南大沢キャンパスから荒川キャンパスに移動後の留学前科目は、2年次以降に主専攻の学修に影響しない範囲で履修する。
- ・国際副専攻専門教育科目は、年次進行判定に含めない。
- ・国際副専攻専門教育科目は、GPA計算に含めることとする。
- ・国際副専攻専門教育科目は、学部卒業要件の単位には含めない。

(2) 作業療法学科

1 主専攻履修上の注意事項

- ・健康福祉学部においては、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を52単位としている。ただし、副専攻にともなう科目等を履修する場合のように特別の事情がある場合は上限を超えて履修できるので、作業療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に必ず相談すること。
- ・主専攻と副専攻の時間割が重複あるいは近接して南大沢への移動に困難さが想定される場合、作業療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に必ず相談すること。

2 留学時期及び留学期間

- ・留学した場合、留学時期や留学期間に関わらず4年間での卒業は困難である。主専攻と副専攻の履修計画を、作業療法学科の担当教員と健康福祉学部の国際副専攻コース担当教員に随時相談すること。
- ・留学時期は主専攻の学修に影響が少ない4年次以降を強く推奨し、留学期間は1年間を推奨する。

3 留学先で修得した単位の取扱い

- ・留学中に修得した単位については、本学単位に読み替え可能なものは読み替えるが、作業療法学科の専門科目としては単位認定しない。

4 その他

- ・南大沢キャンパスから荒川キャンパスに移動後の留学前科目は、2年次以降に主専攻の学修に影響しない範囲で履修する。
- ・国際副専攻専門教育科目は、年次進行判定に含めない。
- ・国際副専攻専門教育科目は、GPA計算に含めることとする。
- ・国際副専攻専門教育科目は、学部卒業要件の単位には含めない。



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

東京都立大学